

【小型移動式クレーン運転技能講習】(トラック積載型クレーン) 開催のご案内

[福島労働局長登録教習機関 登録番号第109号]

一般社団法人 喜多方労働基準協会

労働安全衛生法第61条、同施行令第20条7号、クレーン則第68条により、事業者は小型移動式クレーン(つり上げ荷重1t以上5t未満)の運転業務には、「小型移動式クレーン運転技能講習」の修了者でなければ従事させることはできないことになっております。

標題の講習会を下記要項により開催致しますので、有資格者確保のため受講されますようご案内申し上げます。

記

1. 日 時 学科 令和元年9月12日(木) 9:00 ~ 17:30
令和元年9月13日(金) 9:00 ~ 17:30
実技 令和元年9月14日(土)・15日(日) 8:30~17:30
※ 実技講習はいずれか1日です。受付順ですので指定はできません。また各終了時間は延びる場合があります。
2. 会 場 学科 会津いいで農協会館 大会議室 (受付 8:45~)
実技 檜内建設工業株式会社敷地構内特設会場
3. 受講料等 20時間コース(免除なし) 31,885円(受講料 30,240円 テキスト代 1,645円) 消費税込
17時間コース(原動機免除) 28,645円(受講料 27,000円 テキスト代 1,645円) 消費税込
16時間コース(力学免除) 28,645円(受講料 27,000円 テキスト代 1,645円) 消費税込
※ 免除の有無により申込時にコースが決まります。なお、16時間コースでも実技の合図は受講となります。

4. 講習科目

科 目	時 間
小型移動式クレーンに関する知識	6時間
小型移動式クレーンの運転の力学に関する知識(免除対象科目)	3時間
原動機及び電気に関する知識	3時間
関係法令	1時間
修了試験	1時間
実技講習 小型移動式クレーンの運転及び合図	7時間

5. 修了証 所定の時間受講し、かつ修了試験(学科・実技共)に合格した方に交付します。
6. 申込締切 8月30日(金)
7. 定 員 40名 ※ 定員に達すれば期日前でも締切ります。電話等でのご予約をお願いします。
8. 申込方法 写真(2.5cm×3.5cm)を貼付した申込書に受講料を添えて、持参又は現金書留で申込をしてください。
受講料の振込をご希望の場合は、事前にご連絡をいただき申込書を郵送され、下記口座にお振込み下さい。

振込先 東邦銀行 喜多方支店 普通預金 2436
口座名義 一般社団法人 喜多方労働基準協会 (振込手数料はご負担下さい)
9. 申込先 一般社団法人 喜多方労働基準協会 〒966-0896 喜多方市字諏訪 88-2
TEL 0241-22-4146 FAX 0241-22-4143
10. その他

 - ・遅刻・早退・途中退席は法定講習時間不足のため不合格となりますのでご注意ください。
 - ・講習科目一部免除希望者(対象者:クレーン等免許取得者、床上操作式クレーン・玉掛け技能講習等修了者等、詳しくは裏面参照)は、申込時に該当免許又は修了証の写し(両面コピー)を添付し、講習当日「**原本**」を提示して下さい。
 - ・9月3日(月)以降の取消しの場合、受講料はお返しいたしません。
 - ・テキストは講習当日にお渡しいたします。
 - ・受講初日受付の際、本人確認のため運転免許証等の提示をお願いします。
 - ・実技講習は、ヘルメット、安全靴、作業服(長袖)、軍手を着用してください。(雨天の場合雨具も持参の事)
 - ・修了証用の写真は講習会初日会場において撮影します。遅くとも10分前までにご来場下さい。
 - ・駐車場に限りがありますので、複数受講の場合乗合せ等のご配慮をお願いいたします。

※ 建設業の方へ:この講習は「人材開発支援助成金(建設労働者技能実習コース)」が利用できます。[建設業(雇用保険料率1,000分の12)の中小事業主への受講料と賃金の助成]当協会でも申請書等準備できます。1週間前までに計画届をハローワークに提出していただく必要がありますので、早めの予約と助成金利用のお申し出をお願いいたします。

講習科目の一部免除対象者（小型移動式クレーン運転）

受講の免除を受けることのできる者	免 除 科 目	添 付 書 類
① クレーン運転士免許を受けた者 ② 床上操作式クレーン運転技能講習を修了した者 ③ デリック運転士免許又は揚貨装置運転士免許を受けた者 ④ 玉掛技能講習を修了した者	<ul style="list-style-type: none"> ・小型移動式クレーンの運転のために必要な力学に関する知識 ・小型移動式クレーンの運転のための合図 	該当免許又は修了証の写 （原本との照合が必要）
① 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条の3に規定する建設機械施工技術検定のうち、1級の技術検定に合格した者で、実地試験においてショベル系建設機械操作施工若しくは基礎工事用建設機械操作施工法を選択したもの又は2級の技術検定で昭和48年建設省告示第860号に定められた第2種若しくは第6種の種別に該当するものに合格した者 ② 車両系建設機械（基礎工事用）運転技能講習を修了した者	<ul style="list-style-type: none"> ・原動機及び電気に関する知識 	該当検定合格書又は修了証の写 （原本との照合が必要）
① 第20条第6号若しくは第7号の業務又は労働安全衛生規則第36条第6号、第15号から第17号まで若しくは第19号の業務に、6月以上従事した経験を有するもの	<ul style="list-style-type: none"> ・小型移動式クレーンの運転のための合図 	事業者の職歴証明
① 鉱山保安法（昭和24年法律第70号）第2条第2項及び第4項の規定による鉱山において移動式クレーンのうち、つり上げ荷重5トン以上のものの運転の業務に1月以上従事した経験を有するもの	<ul style="list-style-type: none"> ・小型移動式クレーンの運転 ・小型移動式クレーンの運転のための合図 	事業者の職歴証明

小型移動式クレーン運転技能講習 受講申込書

(20時間コース・17時間コース・16時間コース)

のりづけ

写真

2.5cm×3.5cm

ふりがな		性別		※
氏名		男・女	修了証番号	
生年月日	昭和・平成 年 月 日生	交付年月日	※ 令和 年 月 日	
現住所	〒			
勤務先事業場	所在地	〒		
	名称	電話		
上記講習会を受講したく、受講料（ A：30,240円 B：27,000円 ）及びテキスト代 1,674円 合計（ A：31,914円 B：28,674円 ）を添えて申し込みます。 令和 年 月 日 受講者氏名 ⑩ 電話 一般社団法人 喜多方労働基準協会 殿				

科目の一部免除

免除の有無	有	無
免除科目 該当科目を○で囲んで ください（裏面参照）	1. 原動機及び電気に関する知識 2. 小型移動式クレーンの運転のために必要な力学に関する知識 （現在、事業者の職歴証明による免除のコースは行っておりません。） （16時間コースでも合図は受講していただくようになります。）	
添付書類	イ. クレーン運転士免許証写 ロ. 技能講習修了証写 ハ. その他 （修了証等は受講当日照合のため必ず原本を持参してください）	

◎ ※印の欄は記入しないでください。

◎ 氏名・生年月日・住所等は誤りのないよう、かい書で正確に記入してください。

本人確認

※

【個人情報について】

ご記入いただいた個人情報は、本講習会の的確な実施のためにのみ使用いたします。